

人間発達科学研究科修士課程 学位論文評価基準

(審査体制)

修士論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と学位論文提出に際して決定される2名以上の副査とで構成する。

- ① 主査は、当該専攻における研究指導担当教員とする。
- ② 副査は、研究科の構成員1名以上を含むものとするが、必要がある場合は、研究科委員会が認めた研究科外の適任者を加えることができる。
- ③ 研究科外の適任者の数は、本研究科選出の主査及び副査の数を上回らないものとする。

(審査方法)

主査及び副査は、提出された学位論文の内容等の評価、および口頭試問によって審査し、それぞれの結果を勘案して最終的な評価を決定する。

(評価項目)

1. 研究手続き・分析方法・考察の適切さ・研究全体の論理性
2. 専門的知識と技術の修得の反映
3. 論文の内容と本研究科の目的との合致
4. 研究の独自性・学術的または実践的価値・応用可能性についての論理的説明と成果の発信

(評価基準)

1. 研究の手続き、分析方法、考察が適切に行われており、研究全体の論理の一貫性が保たれているか。
2. 修士課程における専門的知識と技術の修得が、論文の内容に結実されているか。
3. 学位論文が、本研究科の目的に沿ったものであるか。
4. 自らの研究の独自性、学術的または実践的価値、応用可能性について、論理的に説明できているか、そして、その成果を社会に発信していける可能性を示せているか。